

「2026 年度『G-WALK+』企業対抗戦開催業務委託」に係る 企画提案要領

1 委託業務の名称

2026 年度「G-WALK+」企業対抗戦開催業務委託

2 目的

別添「2026 年度「G-WALK+」企業対抗戦開催業務委託仕様書」のとおり

3 業務の内容

別添「2026 年度「G-WALK+」企業対抗戦開催業務委託仕様書」のとおり

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 委託料限度額

2,080 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※なお、この金額は、契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税額を含む）であり、
予定価格はこの範囲内で別途算定します。

※応募に係る経費は含みませんので、提案者の負担となります。

※優先交渉権者として採用された事業者は、その提案に基づいて業務内容を調整した後、
再度見積書を提出してください。

6 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 公募参加資格

次の要件を全て満たすものとします。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。
- ・国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- ・日本国内に事業所を置く事業者であること。
- ・過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していることを証明できること。
- ・委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。

8 スケジュール

- (1) 参加申込：令和8年6月17日(水)～令和8年6月26日(金)午後5時必着
- (2) 質問受付：令和8年6月17日(水)～令和8年6月26日(金)午後5時必着
- (3) 企画提案書提出期限：令和8年7月10日(金)午後5時必着
- (4) 企画提案書審査期間：令和8年7月13日(月)～7月20日(月)
- (6) 優先交渉事業者の決定及び通知：令和8年7月下旬
- (7) 契約締結、委託業務開始：令和8年8月上旬

9 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出してください。なお、質問及び企画提案書等については、参加申込書を提出した事業者（以下、「参加申込者」という。）からのみ受け付けます。

- (1) 申込期限 令和8年6月26日(金)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 参加申込書(様式1)を用いて、次の宛先に電子メールにより送信してください。電子メールの送信後、次の電話番号あて到達確認の電話連絡を行ってください。

宛先：shokuiku@pref.gunma.lg.jp

件名：「2026年度「G-WALK+」企業対抗戦開催業務委託に係る参加申込について+(事業者名)」としてください。

電話：027-226-2602

10 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年6月17日(水)～令和8年6月26日(金)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 質問票(様式2)を用いて、次の宛先に電子メールにより送信してください。電子メールの送信後、次の電話番号あて到達確認の電話連絡を行ってください。

宛先：shokuiku@pref.gunma.lg.jp

件名：「2026年度「G-WALK+」企業対抗戦開催業務委託に係る質問について+(事業者名)」としてください。

電話：027-226-2602

(3) 回答

質問に対する回答は、7月1日（水）までに参加申込者全員に対しメールにて回答します。質問事業者名は公開しません。

11 企画提案書の提出

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画提案書（任意様式）

次の内容を必ず記載すること

(ア) 企画提案書本体

- ・企画提案書内には、「目標参加企業数」、「広報・情報発信の手法」、「作業工程及びスケジュール」を記載すること。

(イ) 費用積算（見積書）

- ・業務の実施に直接必要な経費の内訳を明確にすること。
- ・積算項目は、大項目は企画提案書に沿ったものとし、小項目は提案内容に沿ったものとする。

ウ 事業実施体制（様式4）

エ 会社案内等、応募事業者の概要が分かる資料

オ 誓約書（様式5（群馬県暴力団排除条例第7条関係））

カ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

キ 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

ク 消費税に係る課税事業者または免税事業者届出書（様式6）

ケ その他、参考となる資料（適宜）

コ その他、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※オ～キについて、最新の群馬県「物件等購入契約資格者名簿」（以下、「物件等資格者名簿」という。）登載者は、その提出を不要とします。

(2) 提出方法 次の宛先に電子メールにより送信してください。電子メールの送信後、次の電話番号あて到達確認の電話連絡を行ってください。

宛先：shokuiku@pref.gunma.lg.jp

件名：「2026年度「G-WALK+」企業対抗戦開催業務委託に係る企画提案書+（事業者名）」としてください。

※メールは1通につき7MBまで受信可能です。提出書類1式を7MB以内に収めて送信ください。また、ZIPファイルは受信できません。

電話：027-226-2602

(3) 提出期限 令和8年7月10日(金) 午後5時(必着)

(4) 提出先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課 健康増進係

(5) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、返却しません。
- ・提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(6) その他注意事項

- ・提出期限後の事業者の都合による書類の追加提出、再提出及び差替えは、一切認めません。
- ・事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その旨書面（任意様式）にて提出をお願いします。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。

12 審査

提出された書類に基づき次のとおり審査を行い、最も優れた企画提案を提出した者を優先交渉者に決定します。

(1) 審査方法

県において、企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しません。

ただし、審査をする上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査項目

次の項目により審査を行い、受託の優先交渉者を決定します。

ア 事業全般

- (ア) 本事業に関する考え方は、事業目的と合っているか
- (イ) 積算費用は、委託する業務内容に対して妥当か
- (ウ) 事業執行に十分な体制があるか
- (エ) 法人の持っている知見や能力を活かした事業展開となっているか

イ 事業詳細

- (ア) 本事業の周知・広報は、方法に参加企業数の増加を図るための（働く人が参加し
たくなるような）工夫があり、内容は適切か
- (イ) 入賞者への景品の選定について、より参加者増加につながるような工夫がみられ、

内容は適切か。(景品表示法の理解等を含む)

(3) 審査結果

令和8年7月下旬頃を目途に、企画提案参加者全員にメールにて通知します。また優先交渉者は県ホームページで公表予定です。

13 契約

- (ア) 前記12において決定された者を業務の委託契約優先交渉者とします。
- (イ) 提案内容は優先交渉者を選定するためのものであり、提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、県との交渉の上、決定します。
- (ウ) 優先交渉者との交渉が不調となった場合、次点の者と交渉する場合があります。
- (エ) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、県に帰属します。
- (オ) 本業務の事業者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

14 企画提案要領記載外の事項

本企画提案要領に定めのない事項又は本企画提案要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、県が定めるものとします。

15 留意事項

- (ア) 本公募に係る一切の費用は、申請者の負担とします。
- (イ) 契約締結後、県から修正意見があった場合には、事業者による修正の完了をもって成果物の納品とします。なお、この修正に係る費用は、事業者に負担していただきます。
- (ウ) 本業務で収集した個人情報を含むデータは県が保有するものとします。
- (エ) 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。
- (オ) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例等関係法令を遵守しなければなりません。
- (カ) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。
- (キ) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

(ク) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償することはありません。

16 問合せ先

群馬県健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課 健康増進係

電話番号：027-226-2602

メール：shokuiku@pref.gunma.lg.jp